平成２３年（フ）第８２７号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―106号
白鳥パークハイツ大宝
債務者　季節ノ味中こと旬の味酒房中こと　中野　肇
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
三重県松阪市大黒田町1471番地２
債務者　佐藤　光晴
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　康成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１５９号
和歌山県紀の川市深田401―25、住民票上の住所和歌山県紀の川市東毛15番地
債務者　中井　進吉
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市鵜沼西町１丁目392番地３
債務者　森田　俊郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７３６号
名古屋市西区城西５丁目12番10号　平安マンション102号
債務者　栗原　明美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２４号
滋賀県守山市勝部２丁目10―31、外国人登録原票上の住所大津市日吉台１丁目27番３号
債務者　西山智之こと　鄭　日容
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
滋賀県高島市鴨川平３丁目３番地13
債務者　松本　香織
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
滋賀県甲賀市水口町東名坂177番地―406号
債務者　神山　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７号
大津市皇子が丘１丁目８番６号　ハーブコート１－D
債務者　髙橋　啓二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２２号
大津市神領２丁目２番１号
債務者　谷　貴之
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
滋賀県守山市守山３丁目13番51―103号
債務者　中竹てるみ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９号
滋賀県野洲市小南499番地45
債務者　尾上　克秀
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
大津市打出浜８番12―204号、前住所滋賀県長浜市余呉町坂口561番地
債務者　東野　智子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
大津市本堅田１丁目１番28―413号
債務者　吉田　公司
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
滋賀県守山市梅田町６番41―406号
債務者　勝嶋絵里子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
大津市長等３丁目４番28号
債務者　赤尾　博章
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
滋賀県栗東市川辺527番地　C―508号
債務者　松井　佳美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部